

消 防 危 第 226 号

平成 30 年 12 月 18 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

( 公 印 省 略 )

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別添のとおり送付しますので、執務上の参考と  
してください。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消  
防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるよう願  
いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言と  
して発出するものであることを申し添えます。

（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室

担当：池町係長、大津事務官

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534

（危険物の仮取扱い関係）

問 管内事業者より、災害時に周辺の給油取扱所において燃料供給が困難となった場合に、消防法第 10 条第 1 項ただし書きに基づく仮取扱いにより自動車への給油等を行うための実施計画（詳細は別紙参照）について相談を受けた。

仮取扱いの形態としては、危険物の流出防止対策を施した場所において、可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所と接続し、危険物取扱者免状の保有者が当該給油設備を用いて自動車への給油又は容器への注油を行うとのことである。また、当該給油設備（本体及び付属する接地導線や電源ケーブル等）は、給油取扱所の固定給油設備と同等の性能を有するものとして第三者機関による性能評価を受けたものを用いるとのことである。

本件について、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」（平成 25 年 10 月 3 日消防災第 364 号・消防危第 171 号、別紙 1。以下「ガイドライン」という。）に照らして検討したところ、ガイドライン第 1 の 1（共通対策）に示されている措置は講じられており、ガイドライン第 1 の 2（危険物の取扱い形態に着目した特有の対策）に例示されている内容とは異なるが、本件の形態に即して必要な安全対策は講じられていると考えられることから、仮取扱いを認めることとして差し支えないか。

答 差し支えない。

## 災害時に可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所に接続して給油等を行うための 仮取扱いの実施計画について

### 1 仮取扱いの概要

災害時に周辺の給油取扱所において燃料供給が困難となった場合に、消防法第10条第1項ただし書きに基づく仮取扱いにより自動車への給油等を行うことを目的とするものである。

本計画における運用形態として、平時は可搬式の給油設備等の資機材を倉庫等に保管しておき、災害時に当該資機材を自動車が出入りするために十分な広さを有する空地に設置して、給油設備に移動タンク貯蔵所の注入ホースを緊結し、給油設備を用いて自動車への給油又は容器への注油を行うものである。

### 2 ガイドライン第1の1（共通対策）に係る安全対策

#### (1) 危険物の給油場所

危険物を取り扱う場所は屋外とする。また、給油場所の位置は、危険物の規制に関する政令第9条第1項第1号の規定の例により、周囲の建築物等から距離を保つものとする。

#### (2) 保有空地の確保

給油場所の周囲に、6mの幅の保有空地を確保する。保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地の状態を確保する。

#### (3) 標識等の設置

見やすい箇所において、危険物の仮取扱いを行う場所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項（危険物の品名・数量・倍数、「火気厳禁」及び「給油中エンジン停止」の注意事項）を掲示した掲示板を設け、関係者に注意喚起を行う。

#### (4) 流出防止対策

給油場所は、コンクリート又はアスファルトで舗装された平坦な地盤面に設けるものとし、給油設備及び移動タンク貯蔵所の設置場所を包含するように漏えい防止シートを敷くとともに、簡易の防油堤を周囲に設置する。また、危険物が流出した場合の応急資機材として、吸着マット等を用意する。

#### (5) 火気使用の制限

給油場所及び保有空地における火気使用を禁止する。

#### (6) 電気火災対策

給油設備及び移動タンク貯蔵所のアースを確保する。この場合において、接地導線については、保有空地外に設置する。

給油設備の電源は、保有空地外の発電機又は常用電源を用いる。

危険物を取り扱う作業者は、静電安全作業服及び静電安全靴を着用する。

#### (7) 消火設備の設置

第五種消火設備（10型粉末消火器）を3本以上設置する。

#### (8) 取扱い場所の管理

作業に関係がない者の出入りを適切に管理する。特に、給油場所への不特定の者の立入

りを厳に禁ずる。

(9) 危険物取扱者による取扱い

危険物の取扱いは、危険物取扱者免状の保有者が行う。

(10) 二次災害の発生防止

危険物の流出、車両による事故、危険物の取扱い作業中における余震等が発生した場合や、避難勧告が発令された場合等の対応について、予めマニュアルを定め、作業員への教育訓練を行う。

(11) 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備

給油設備のほか、漏えい防止シート、消火器、吸着マット等の必要な資機材を予め確保し、倉庫等の安全な場所で保管する。

### 3 本計画の取扱い形態に応じた対策

(1) 給油設備は、危険物の規制に関する規則第 25 条の 2（固定給油設備等の構造）の規定に準ずる構造のものとする。

(2) 給油設備及びその架台は、地震動、風圧等に対して十分な安全性を有するものとする。また、架台には車両の衝突を防止するためのポール等を設ける。

(3) 移動タンク貯蔵所 1 台につき、貯蔵する危険物はガソリン、灯油又は軽油のいずれか一油種とする。

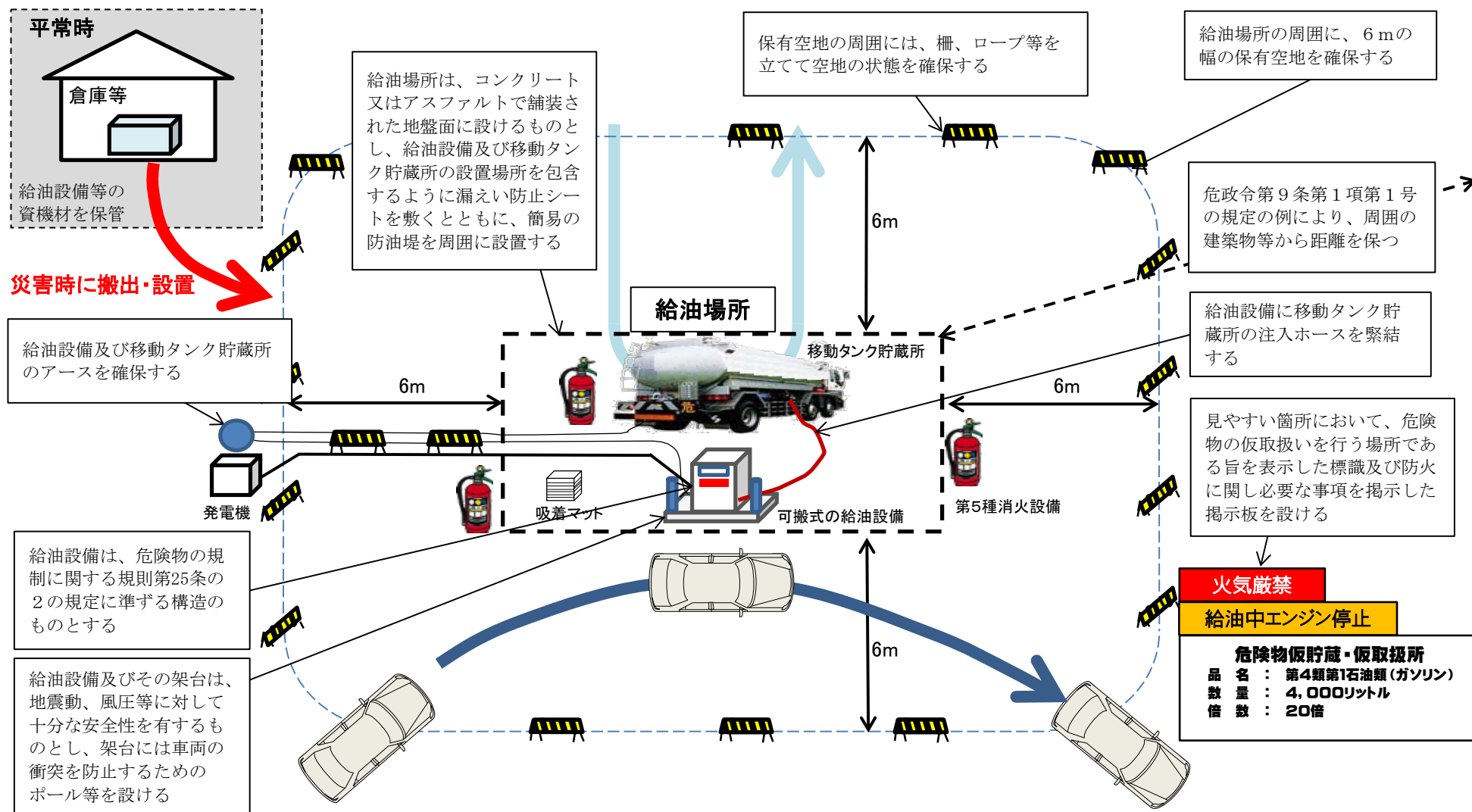
また、危険物の取扱い作業後において、移動タンク貯蔵所の注入ホース及び給油設備内の危険物を携行缶等に排出する際の吸気に供するため、移動貯蔵タンクのタンク室の 1 つは空室にしておく。

(4) 危険物の取扱い作業の前後に点検を行い、その結果を記録し、保管する。なお、危険物の取扱い作業前の点検の際には、(3)に掲げる移動貯蔵タンクにおける危険物積載状況についても確認を行う。

(5) 給油業務を行う時間帯は、危険物の取扱い作業の有無を問わず、作業員が常駐し監視を行う。

(6) 夜間等、給油業務が終了した後は、移動タンク貯蔵所を常置場所等に移動させる。

## 災害時に可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所に接続して給油等を行うための仮取扱いに係るレイアウト(イメージ)



### 通知 3

消 防 危 第 136 号  
平 成 26 年 5 月 23 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長  
( 公 印 省 略 )

「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用した危険物施設の震災等対策の  
推進について（通知）

危険物施設は震災時等において、二次被害の発生防止が求められる一方で、早期の燃料等の供給の再開や避難支援等の役割が期待されていますが、東日本大震災では多くの危険物施設が被災し、事業の中断を余儀なくされました。

このことから、消防庁では危険物施設の事業者が自らの事業所において実施する震災等対策への取り組みを支援することを目的として、平成 25 年度に「東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方に関する検討会」を開催して過去の被災事例や奏功事例から得られた教訓や震災後に普及した技術や得られた知見を踏まえた危険物施設の震災等対策のポイントや留意点をまとめた「危険物施設の震災等対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成し、公表したところです。

危険物施設の震災等対策の推進については、「東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について」（平成 24 年 1 月 31 日付け消防危第 28 号）等に基づき、危険物施設の所有者等に対し、危険物施設の地震・津波対策の充実強化が図られるよう引き続き御指導いただくとともに、下記事項に留意いただき、事業所への震災等対策の指導に際してガイドラインを活用していただきますようお願いいたします。また、別添のとおり危険物施設関係業界団体を通じて事業所に対してもガイドラインの周知をお願いしておりますので、御承知願います。

都道府県消防防災主管部局におかれましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

#### 1 ガイドラインを用いた震災等対策の推進

発災時に適切かつ迅速に安全の確認や二次被害の防止、復旧等の対応を行うことが重要であるが、そのためには、危険物施設の事業者が震災等対策（震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等）を適切に実施することができるように、事業者自らが事前に震災等対策について検討するとともに、その検討結果については、所轄消防機関等と予め調整して予防規程や事業者が作成するその他のマニュアル等に明確にしておく他、資機材等の準備や従業員への教育・訓練等に取り組むことが必要であること。

(1) ガイドラインの特徴

ガイドラインは、危険物施設類型に分類して当該類型ごとの留意事項について記載しているため、各事業所の保有する危険物施設の特徴に応じて参考とすることができること。

また、少量危険物貯蔵・取扱所を保有する事業所についても同様にガイドラインを参考にして震災等対策の推進に努めていただきたいこと。

(2) ガイドラインの周知

ガイドラインの周知には、「「危険物施設の震災等対策ガイドライン」に係る広報用リーフレットの送付及び追加配付の要望調査の実施について」(平成26年3月28日付け事務連絡)により配布したリーフレットを活用することが有効であり、必要に応じ印刷して利用することができる。

なお、ガイドライン及びリーフレットについては、次のURLで当庁ホームページに掲載しているので、広報紙やホームページを用いた広報等に適宜活用していただきたいこと。

ガイドライン及びリーフレットのホームページ掲載場所：

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/guideline.html>

(3) 事業所との協力体制の構築

危険物施設が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が必要な場合がある。このような場合に備えて、危険物施設の震災等対策と併せて、適切な仮貯蔵・仮取扱いがなされるよう、あらかじめ事業者と相談し、事業者が作成する実施計画の内容を協議し合意しておくことが重要である。その際、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」(平成25年10月3日付け消防災第364号・消防危第171号)も併せて参考としていただきたい。

2 その他

危険物施設の事業所への指導に際しては、都道府県・市町村等が公表している震災等の被害想定や、地域防災計画等を参考にされたいこと。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室 鳥枝課長補佐 中嶋係長  
TEL 03-5253-7524/FAX 03-5253-7534

消 防 危 第 137 号  
平 成 26 年 5 月 23 日

|                 |     |   |   |
|-----------------|-----|---|---|
| 一般財団法人全国危険物安全協会 | 理事長 | } | 殿 |
| 一般社団法人新金属協会     | 会長  |   |   |
| 一般社団法人日本化学工業協会  | 会長  |   |   |
| 一般社団法人日本鉄鋼連盟    | 会長  |   |   |
| 危険物保安技術協会       | 理事長 |   |   |
| 公益社団法人全日本トラック協会 | 会長  |   |   |
| 石油連盟            | 会長  |   |   |
| 石油化学工業協会        | 会長  |   |   |
| 全国石油商業組合連合会     | 会長  |   |   |
| 電気事業連合会         | 会長  |   |   |
| 日本危険物倉庫協会       | 会長  |   |   |
| 日本危険物物流団体連絡協議会  | 会長  |   |   |
| 日本塗料商業組合        | 理事長 |   |   |

消防庁危険物保安室長

「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用した危険物施設の震災等対策の  
推進について

危険物施設は震災時等において、二次被害の発生防止が求められる一方で、早期の燃料等の供給の再開や避難支援等の役割が期待されていますが、東日本大震災では多くの危険物施設が被災し、事業の中断を余儀なくされました。

このことから、消防庁では危険物施設の事業者が自らの事業所において実施する震災等対策への取り組みを支援することを目的として、平成 25 年度に「東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方に関する検討会」を開催して過去の被災事例や奏功事例から得られた教訓や震災後に普及した技術や得られた知見を踏まえた危険物施設の震災等対策のポイントや留意点をまとめた「危険物施設の震災等対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成し、公表したところです。

各事業所におかれては、危険物施設の地震・津波対策の充実強化が図られるよう引き続き取り組んでいただくとともに、危険物施設の震災等対策の推進にガイドラインを活用していただくようお願いします。また、別添<sup>※</sup>のとおり、地方公共団体に対して通知しておりますので、各事業所が震災等対策を推進される際には、所轄消防機関等と調整・協議していただきますようお願いします。

つきましては、下記の留意事項を踏まえ、ガイドラインを活用した危険物施設の震災等対策の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 ガイドラインを用いた震災等対策の推進

※本通知の別添は「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用した危険物施設の震災等対策の推進について（通知）」（平成 26 年 5 月 23 日付け消防危第 136 号）のため省略

発災時に適切かつ迅速に安全の確認や二次被害の防止、復旧等の対応を行うことが重要であるが、そのためには、危険物施設の事業者が震災等対策（震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等）を適切に実施することができるように、事業者自らが事前に震災等対策について検討するとともに、その検討結果については、所轄消防機関等と予め調整して予防規程や事業者が作成するその他のマニュアル等に明確にしておく他、資機材等の準備や従業員への教育・訓練等に取り組むことが必要であること。

#### (1) ガイドラインの特徴

ガイドラインは、危険物施設類型に分類して当該類型ごとの留意事項について記載しているため、各事業所の保有する危険物施設の特徴に応じて参考とすることができること。

また、少量危険物貯蔵・取扱所を保有する事業所についても同様にガイドラインを参考にして震災等対策の推進に努めていただきたいこと。

#### (2) ガイドラインの周知

ガイドラインの周知には、リーフレットを活用することが有効であり、ガイドライン及びリーフレットについては、次のURLで当庁ホームページに掲載しているので、会員紙やホームページを用いた広報等に適宜活用していただきたいこと。

ガイドライン及びリーフレットのホームページ掲載場所：

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kenbutsu/guideline.html>

#### (3) 消防機関との協力体制の構築

危険物施設が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が必要な場合がある。このような場合に備えて、危険物施設の震災等対策と併せて、適切な仮貯蔵・仮取扱いがなされるよう、あらかじめ消防機関と相談し、作成する実施計画の内容を協議し合意しておくことが重要である。その際、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成 25 年 10 月 3 日付け消防災第 364 号・消防危第 171 号）（以下「仮貯蔵・仮取扱い通知」という。）も併せて参考としていただきたい。

なお、仮貯蔵・仮取扱い通知については、次のURLで当庁ホームページに掲載しているため、会員紙やホームページを用いた広報等に適宜活用していただきたいこと。

仮貯蔵・仮取扱い通知のホームページ掲載場所：

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251003\\_sai364\\_ki171.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251003_sai364_ki171.pdf)

## 2 その他

危険物施設の事業所における震災等対策の取り組みに際しては、都道府県・市町村町等が公表している震災等の被害想定や、地域防災計画等を参考にされたいこと。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室 鳥枝課長補佐 中嶋係長

TEL 03-5253-7524/FAX 03-5253-7534

# ガイドラインの使い方

## ○ガイドラインの概要

東日本大震災では多くの危険物施設が被災し、また、事業の中断を余儀なくされました。

危険物施設は震災時等において、二次被害の発生防止に加え、早期の燃料等の供給の再開や避難支援等の役割も期待されていることから、発災時に適切かつ迅速に安全の確認や二次被害の防止、復旧等の対応を行うことが重要ですが、そのためには、危険物施設の事業者が震災等対策（震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等）を適切に実施することができるよう事前に計画しておき、所轄消防機関等と予め調整して予防規程やその他のマニュアル等に明確にしておくとともに、資機材等の準備や従業員への教育・訓練等に取り組むことが重要です。

これらの取り組みを支援することを目的として、過去の被災事例や奏功事例から得られた教訓や震災後に普及した技術や得られた知見を踏まえた危険物施設の震災等対策のポイントや留意点をまとめたガイドラインを作成しました。

このガイドラインでは、危険物施設における一般的な震災等対策に加え、東日本大震災を踏まえた取り組みや具体的事例についてまとめているので、事業所の危険物施設における震災等対策に活用してください。

## ○ガイドラインの特徴

震災時等の対策として、東日本大震災において特徴的な被害があった施設や、事前対策を講じる必要がある施設、施設復旧に向けた対応の必要がある危険物施設類型に分類して記載しています。

各事業所の保有する危険物施設類型に応じて参考にしてください。

また、少量危険物貯蔵・取扱所を保有する事業所についても参考にさせていただきたいと考えています。



## ○ガイドラインの構成

### 1 ガイドライン

危険物施設類型毎（製造所等 編、屋内・屋外貯蔵所 編、屋外タンク貯蔵所 編、移動タンク貯蔵所 編、給油取扱所 編、一般取扱所 編）のガイドラインとなっています。

東日本大震災の被害とその対応、事前対策、施設再開に向けた対応の3部分から構成されています。



### 2 参考資料

- (1) 参考となる取組事例を紹介しています。
- (2) 臨時的対応の例を紹介しています。
- (3) 各種文献調査、ヒアリング調査の結果を紹介しています。
- (4) 東日本大震災以前の災害について記載しています。
- (5) 地震対策としてこれまで消防庁から発出された通知文、検討報告書の概要及びURLを記載しています。
- (6) 関係機関・団体で作成した報告書などを記載しています。



**危険物施設の  
震災等対策ガイドライン  
【製造所 編】**

# 目 次

|                                |        |
|--------------------------------|--------|
| 第1章 東日本大震災の被害と課題 .....         | - 1 -  |
| 1 東日本大震災の被害状況 .....            | - 1 -  |
| (1) 地震被害 .....                 | - 1 -  |
| (2) 津波被害 .....                 | - 1 -  |
| 2 震災に対する課題 .....               | - 1 -  |
| (1) ハード面 .....                 | - 1 -  |
| (2) ソフト面 .....                 | - 2 -  |
| 第2章 事前対策 .....                 | - 4 -  |
| 1 危険物施設の保安措置 .....             | - 5 -  |
| (1) 危険物施設に共通する留意事項 .....       | - 5 -  |
| (2) 製造所に係る留意事項 .....           | - 5 -  |
| 2 製造所の日常点検時のチェックポイント .....     | - 5 -  |
| (1) 製造所の位置、構造及び設備に関する事項 .....  | - 5 -  |
| (2) 消火設備に関する事項 .....           | - 6 -  |
| 3 災害対応に関する事項 .....             | - 6 -  |
| (1) 災害発生時の行動フロー .....          | - 6 -  |
| (2) 安全確保 .....                 | - 6 -  |
| (3) 緊急停止 .....                 | - 7 -  |
| (4) 初期消火 .....                 | - 8 -  |
| (5) 安否確認 .....                 | - 8 -  |
| (6) 救出救護 .....                 | - 8 -  |
| (7) 避難計画 .....                 | - 9 -  |
| 4 連絡体制 .....                   | - 9 -  |
| 5 二次災害の防止 .....                | - 10 - |
| 6 避難 .....                     | - 10 - |
| (1) 行政等の公開情報で確認しておく事項 .....    | - 10 - |
| (2) 周辺避難場所設定において留意すべき事項 .....  | - 10 - |
| (3) その他留意すべき事項 .....           | - 11 - |
| 7 教育訓練 .....                   | - 11 - |
| (1) 津波への対応等、想定 of 拡大 .....     | - 11 - |
| (2) 緊急用資機材の使用 .....            | - 11 - |
| 第3章 施設の使用再開に向けた対応 .....        | - 12 - |
| 1 設備点検時等の留意事項 .....            | - 12 - |
| 2 点検等を行う必要がある部分のチェックポイント ..... | - 12 - |
| 3 施設、設備の運転停止時・開始時の安全措置 .....   | - 13 - |
| (1) 運転停止時 .....                | - 13 - |

|                                        |        |
|----------------------------------------|--------|
| (2) 運転開始時 .....                        | - 13 - |
| 4 臨時的対応.....                           | - 13 - |
| (1) 許可内容への内包 .....                     | - 13 - |
| (2) 予防規程への記載等.....                     | - 14 - |
| 5 危険物の仮貯蔵・仮取扱い .....                   | - 14 - |
| (1) 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの実施計画の策定 ..... | - 14 - |
| (2) 申請方法.....                          | - 14 - |
| (3) 繰り返し承認.....                        | - 14 - |
| 6 復旧に向けた事業所相互の協力体制 .....               | - 15 - |
| (1) 協力体制.....                          | - 15 - |
| (2) 相互通報に関する事項 .....                   | - 15 - |
| (3) 相互了解に関する事項 .....                   | - 15 - |
| (4) 資料等の相互交換に関する事項 .....               | - 15 - |

## 第1章 東日本大震災の被害と課題

### 1 東日本大震災の被害状況

調査地域内の製造所数は2,058施設（平成22年3月31日時点の数値。以下施設数については同じ）であり、うち地震によるもの、津波によるものまたは判別不能のものを含め、80施設（3.9%）が被災している。

#### (1) 地震被害

地震による被害を受けた施設は68施設（被災した製造所等の85%）で、うち60件が破損である。破損件数が最も多い被災箇所は建築物等の38施設であり、主に壁の亀裂や窓ガラス等の破損が生じている。

次いで配管の破損が24施設で発生している。主な被災状況は配管の変形や配管サポートの脱落である。配管の損傷はあるが、危険物の流出は発生していない。

表1 破損が発生した製造所における被災箇所の件数（地震）

| 被災施設数 | 保安距離・保有空地 | 建築物等（建築物に附属する設備を含む。） | 危険物を取り扱う設備（器具等を含む。） | 20号タンク    | 配管（配管支持物等を含む。） | 消火設備・警報設備 | その他（電気設備を含む） |
|-------|-----------|----------------------|---------------------|-----------|----------------|-----------|--------------|
| 60    | 3<br>(5%) | 38<br>(63%)          | 19<br>(32%)         | 4<br>(7%) | 24<br>(40%)    | 5<br>(8%) | 26<br>(43%)  |

注1) 一の施設で複数の箇所に被害が発生したものもある。

注2) 表中の括弧内の数値は被災施設数に対する割合を示す。

#### (2) 津波被害

津波による被害を受けた施設は4施設（80施設の5%）で、うち3件が破損である。破損は建築物等、配管で発生している。

### 2 震災に対する課題

#### (1) ハード面

##### ア 地震対策

東日本大震災では、製造所の建築物等や配管の被害が報告されているが、火災や流出は発生していない。また、ヒアリング等でも東日本大震災は津波による被害は大きかったが、地震だけであればその被害は非常に軽微だったという回答が多かった。実際に地震発生から津波到達までの間に製造施設は緊急停止され、製造所の火災、爆発等は発生していない。

このことから、基本的には施設の設計上講じておくべき耐震性能が確保されているが、施設の経年劣化等が生じているか等、建築物や配管等の設計上の耐震性能を再確認することが重要である。

##### イ 津波対策

東日本大震災では地震に伴い発生した津波による製造所の被害は4件であり、他の危険物施設と比較し被害は軽微であった。ヒアリングにおいても製造所設備等の具体的な被害は確認できなかった。

一方、津波から製造所等を完全に防護するようなハード対策を個別事業所で取り組むことは経済的、技術的に困難であるが、事業所の実態に応じてシミュレーション等を活用しながら被害を想定し、被害を最小限に留めるための方策（主要配管の閉止等）やそのために必要なハード等を準備しておくことが有効である。

## (2) ソフト面

### ア 地震対策

地震対策については、従前より予防規程等に地震時の行動等が記載されている。また、地震災害を想定した訓練等を実施している事業者も多かった。ハード面でも記載したとおり、地震による影響に限ればその被害は小さく、地震発生後は緊急停止した設備等の点検をマニュアルどおり実施している事業者が多かった。

製造所施設の破損は発生しているが、危険物の流出や火災が発生していないという調査結果からも、各事業所でマニュアル等に沿った対応がある程度できているものと考えられる。

### イ 津波対策

従業員等人命の確保、二次災害の防止等の観点から、事業所として、以下の課題がある

#### <人命確保>

##### ●津波警報等発令時の事業所への参集条件の見直し

東日本大震災以前から、多くの事業所で地震の震度階ごとに従業員の行動を規定していた。しかし、ほとんどの事業所において津波警報等発令や津波発生に対する想定はされていなかった。そのため、津波警報が発令されたにも関わらず、地震発生時の参集基準に従い、従業員が津波到達範囲内の事業所へ参集した事業所が見られた。震度階ごとの従業員の行動規定について津波警報等発令時における津波による浸水深、到達範囲を踏まえた見直しが必要である。

##### ●情報伝達手段の見直し（事業所内）

地震発生後は、事業所内の規定に従い各設備等の点検及び復旧活動が行われる。しかし、津波到達危険がある場合には、人命確保を前提とし可能な範囲で被害拡大措置を講じたうえで、津波到着までに避難を行う必要がある。沿岸部の事業所では、地震発生後に作業に当たっていた従業員が津波被害を受けた事例もある。地震時には固定電話や携帯電話が輻輳する場合が想定されるが、従業員等に避難情報を確実に伝達する多様な手段の確保（停電時でも情報を入手などすることができるラジオ、電池式テレビ等や電話が輻輳等でも従業員等と連絡をとるための携帯無線機等）、特に津波到達が想定される事業所においては行動規定の構築または見直しが必要である。

##### ●情報伝達手段の見直し（外部出向者：安否確認含む）

津波到達後は、通信インフラも被災する可能性が高く、事業所外部にいる従業員の安否確認に時間を要する。固定電話、携帯電話が輻輳する場合を想定した情報伝達手段の確保（一斉メール、災害伝言ダイヤル等）、または輻輳時の対応方針、取り決め（外出中において被災した場合の行動、従業員から事業所に連絡を入れるなど）を定めておくことが望まれる。

##### ●訓練等の見直し

沿岸部の事業所においては、震災訓練の実施とともに津波を想定した訓練実施が望まれる。なお、教育については、外出中や出張中に津波によって被災する可能性もあるため、津波の被

害の有無にかかわらず行うことが望ましい。

#### ＜二次災害防止＞

##### ●緊急停止する設備の優先順位付け

製造所の設備は規定の地震動により、緊急遮断シーケンスにより安全側に設備等を停止する。  
複数の危険物施設を有する大規模事業所においては、製造工程には非常用電源が配備されており、製造所設備は売電停止時にも安全に緊急停止できる。

## 第2章 事前対策

災害時に従業員及び施設の安全を確保し、被害を最小限にするためには、平常時から事業所において事前計画の作成や従業員への教育・訓練、非常用資機材の確保等の対策を講じることが必要である。

事前対策の確立に当たっては、その性質上予防規程の作成における考え方を参考にできる。

地震発生後の行動等は事業所の立地や事業内容等によって決められる。以下に、津波到達危険がある事業所の基本的な対応の一例を示す。

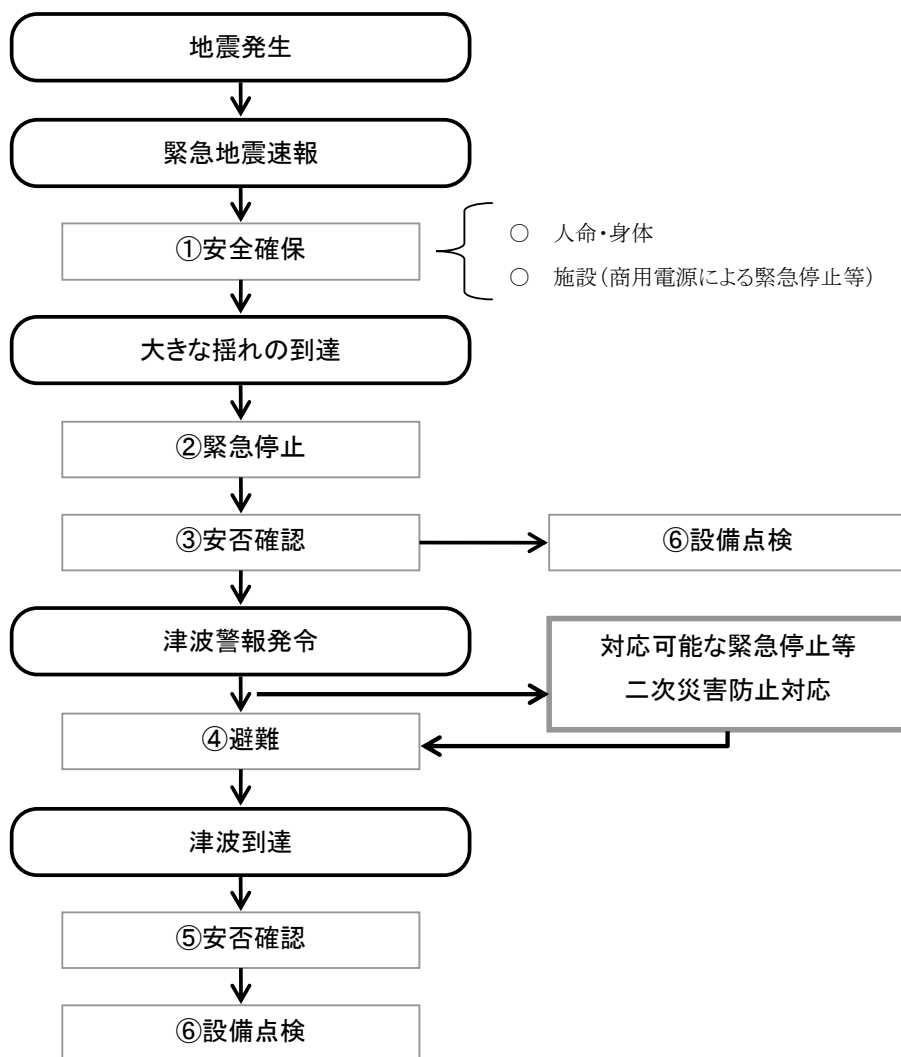


図1 津波から緊急避難が必要な場面における基本的な対応の一例

※大きな揺れの到着前に緊急地震速報が発表され、また、津波到達予測時間まで比較的時間の猶予がある津波警報が発令された場合

## 1 危険物施設の保安措置

施設や設備、機器の重要性や危険性の他、耐用年数や使用頻度を踏まえて、優先度の高いものや津波到達までの時間等を勘案して順次取り組んでいくことが望まれる。

### (1) 危険物施設に共通する留意事項

- ア 建築物等が設計上の耐震性能を有していること
- イ 施設の設置場所が地震時に地盤沈下や液状化が発生するおそれのない場所かどうか、確認すること。地盤沈下等が発生するおそれのある場合には、被害を最小限に抑えるための対策について検討すること。なお、確認にあたっては、既存の情報を活用するとともに、周辺地域の地盤に関する情報等も参考にすること。
- ウ 配管が設計上の耐震性能を有していること。また、腐食等劣化により耐震強度が低下していないかについても併せて確認すること。
- エ 配管に可とう管継手を使用している場合には、当該継手が有効な位置に設置されているかどうか確認すること。
- オ 配管の支持物が設計上の耐震性能を有していること。
- カ 支持物による配管の固定状況を確認し、地震時に支持物から配管が外れないよう、必要に応じて対策を講ずること。
- キ 地震により水平方向への地盤のずれが生じ、配管の支持物に直近のバルブ等が接触し、配管が破断する可能性があることから、配管の支持物の直近に水抜きバルブ等が設けられていないかどうか確認すること。
- ク ポンプ設備が設けられている場合は、ポンプ設備と基礎との固定状況について、腐食等劣化により耐震強度が低下していないかも含めて確認すること。
- ケ 建物や配管等のみならず、危険物施設に設置している設備や試薬類等の転倒・落下防止措置の状況についても確認すること。

### (2) 製造所に係る留意事項

- ア 危険物を取り扱う設備等が設計上の耐震性能を有していること。
- イ 20号タンクと基礎との固定状況について、腐食等劣化により耐震強度が低下していないかも含めて確認すること。20号タンクの架台が設けられている場合には、架台の設計上の耐震性能及び固定状況を確認すること。
- ウ 20号防油堤が設計上の耐震性能を有していること。

## 2 製造所の日常点検時のチェックポイント

### (1) 製造所の位置、構造及び設備に関する事項

- ア 防火塀に構造強度の低下につながるような亀裂、破損箇所はないか。
- イ 建築物の壁、床、はり及び屋根に構造強度の低下につながるような亀裂、破損箇所はないか。
- ウ 地震により倒れたときに防火設備（防火戸）の閉鎖障害となるような障害物（柵等）が周囲にないか。
- エ 危険物を取り扱う機械器具その他の設備の固定状況はよいか、構造強度の低下につながるような変形、亀裂、破損等はないか。

オ 20号タンクの基礎、架台、本体、防油堤等に構造強度の低下につながるような変形、亀裂、破損はないか。

カ 換気設備、排出設備のダクト等の固定状況に構造強度の低下につながるような破損、変形はないか。

キ 配電盤、分電盤、しゃ断器、コンセント、照明機器等の電気設備の固定状況はよいか、構造強度の低下につながるような変形、損傷はないか。

ク 配管及び支持構造物に構造強度の低下につながるような変形、腐食、損傷箇所はないか。

## (2) 消火設備に関する事項

ア 消火設備の設置位置、操作方法を熟知しているか。また、作動状態を確認しているか。

イ 適応した消火設備が配置されているか。地震時の使いやすさを含め配置位置、個数はよいか。

ウ 配管、継手、弁等に腐食、変形、損傷はないか。

エ 凍結するおそれのある配管等の保温措置に損傷はないか。

オ 予備動力源の設置位置、固定状態はよいか。また、常用電源との切替え及び電源容量は適正か。変形、損傷はないか。

カ 連結送液口の周囲には、地震時の倒壊時により消防車両の接近障害となる物品等がないか。

## 3 災害対応に関する事項

災害時に従業員及び施設の安全を確保し被害を最小限にするためには、平常時から事業所において各場面において詳細な想定を行い、対策を講じておく必要がある。

発災時は、事前に作成した災害時対応のためのマニュアル、チェックリスト等に従い、また訓練経験を生かし、行動することになる。

以下に、事業所において災害時に備え規定しておくべき事項を示す。

### (1) 災害発生時の行動フロー

地震発生後の行動は、地震の強さ（例：震度6弱以上／震度5強以下）や津波警報の有無、事前の緊急地震速報の有無等によって異なってくるため、それぞれの状況に応じて、災害が発生した場合における行動フローを作成しておくことが望ましい。

### (2) 安全確保

地震を覚知した時点で、事業所内において従業員は自らや来訪者等の安全確保を図る必要がある。

特に、緊急地震速報が発令された場合には、これを覚知した時点での安全確保行動について定めておく必要がある。

安全確保において留意すべき点を以下に示す。

#### ア 従業員の安全の確保

施設（場所）により地震動による危険性が異なり、また発生時の対処の方法も異なる。危険物の流出及び出火危険がある場所、高所等における危険性の確認と、各施設（場所）で緊急地震速報を覚知した場合における行動を規定しておくことや安全装備・資機材の準備を行うことが望ましい。

製造所においては例えば次のような危険性（及びその対応）が考えられる。

(ア) 設備等において高所作業を実施している際に緊急地震速報を覚知した際には、安全帯を使用

していることを確認し、揺れに備える

(イ) 地震による破損が原因で配管からの流出や可燃性蒸気の発生及びこれに伴う火災発生の可能性がある場所から退避する。

(ウ) ガス系消火設備の作動により酸欠状態となるおそれがあるため、放射区画内への立入りや在室している場合には退避など身体の安全確保を優先する。

#### イ 関係会社等への情報伝達

大規模事業所においては敷地内に事業所管理者の権限が直接及ばない複数の関係会社等が存在している場合がある。敷地内関係会社等に対しても津波警報や避難に関する情報等が速やかに伝達できるよう、緊急時の連絡体制を定めておく必要がある。

#### ウ 参集条件の見直し及び周知

夜間や休日に災害が発生した場合の想定も含めて参集条件を災害事象ごとに整理する。特に、津波到達の危険性がある事業所においては、津波警報の発令状況等も考慮し、津波警報が発令された場合の自宅待機や警報が解除された場合の行動等及び参集する場合の参集ルートの危険性把握について規定しておくことが望ましい。

#### エ 工事業者等の安全の確保

大規模事業所では事業所内に外部の工事業者等が立ち入っている場合が多い。地震発生時には事業所従業員も自身の安全確保により工事業者等への対応が十分でないことが予想される。従って、工事業者等には入構時に平常時の遵守事項に加えて地震及び津波が発生した際の事業所の計画や避難、行動要領等を事前教育する必要がある。

#### オ 来訪者（顧客、工場見学者等）の安全の確保

事業所内には一時的に来訪している外部の人間も居る。特に、工場見学者等には子供や高齢者等も含まれる可能性があるため、案内開始前において、見学時に地震等が発生または緊急地震速報等を覚知した場合の行動の説明や避難経路等の資料を配布、閲覧させることが必要である。

### (3) 緊急停止

危険性が高い重要設備等は各事業所において地震規模により自動的に緊急停止されるシーケンスが組み込まれている場合がある。また、重要設備等については非常用電源が確保されていたり、電源がなくても緊急遮断される仕組みの導入等の対策が施されている設備等もある。

緊急停止は事業所の有する設備等により異なるため、以下では緊急停止に係る着眼点のみを示す。

#### ア 緊急停止手順の確認

各設備等における緊急停止手順の再確認と周知徹底を図る。また、完全に停止できない場合に代替手段がある場合には、その代替手段も併せて確認する。

#### イ 電源喪失、ユーティリティ喪失時の対応

緊急停止をはじめ、事業所としての安全確保について電源喪失等の場面を想定し、各部門を超えて事業所全体を踏まえた、緊急停止優先順位や手順等の方針を検討しておくことが望ましい。

#### ウ 従業員の体制

従業員が手動で停止させなければならない場合における、手動停止に係る指示命令系統、連絡体制、人員体制等を構築する。

#### エ 事業所内の緊急停止優先順位の選定

手動停止させる設備等の優先順位を決定する。優先順位を決定する際には、電源使用可能時と電源喪失の場合分け等も想定しておくことが必要である。

オ 移動タンク貯蔵所等の注油・荷卸し作業の緊急停止

移動タンク貯蔵所から荷卸し中の場合にも荷卸しを中止することが必要である。その場合は注油ホース内の滞油に留意が必要であり、また必要に応じ移動タンク貯蔵所の移動防止措置（サイドブレーキ、車止め等）を確認する。

また、栈橋を有する事業所においては、船舶等の荷役作業についても、荷役停止や切り離し、離栈ルール等を策定しておくことが必要である。

カ 出火防止等の措置

(ア) 災害時の対応措置要領等に従い、火気使用設備・器具等の使用停止、電気設備の電気遮断、ガスの元栓等を行う。なお、電気設備の停止においては、可燃性蒸気の滞留による引火、爆発危険を考慮し慎重に行うことが必要である。

(イ) 発災後、早急に各施設・設備の緊急点検を行う。

(ウ) 可燃性蒸気の流出を防止し、室内の窓、出入口等を開放し、換気に努めること。また、使用しているボイラーや火気については使用を禁止する。

(エ) 各装置、設備等から危険物が流出した場合は、吸着材や乾燥砂等により早期に危険物を回収し、可燃性蒸気の拡散を抑える。

(4) 初期消火

ア 火災を発見した時は大声で周囲の人に知らせる。

イ 火災の初期消火は消火器を集めて複数人数により一気に消火する。

ウ 同時に火災が発生した場合は、それぞれで対応することになるが、同時に対応することが困難な場合は、大火災となる危険が大きな方、又は、人命危険が予想される場所を優先して消火する。

エ 危険物を貯蔵する場所付近の火災では、危険物が収納された容器を可能な限り安全な場所に移動し延焼拡大を防ぐ。

オ 爆発や毒性ガスの拡散する危険が予想される場合は、周囲に避難を呼びかける。

(5) 安否確認

事業所内在勤従業員と事業所外にいる従業員の安否を確認する方法を講じる必要がある。

ア 事業所内在勤従業員の安否確認

事業所内在勤従業員の安否確認は、グループや部門ごとに各種連絡手段（直接確認を含む。）により確認し、災害対策本部に連絡し集約する。

イ 事業所外にいる従業員の安否確認

事業所外の従業員の安否確認は、あらかじめ定めた災害時においても比較的通信可能な連絡手段により確認し、災害対策本部に集約する。通信インフラが被災することを想定し、複数の通信手段を準備し、それらの通信方法について従業員に周知しておくことが必要である。

(6) 救出救護

ア 建物の下敷きになった人の発生と同時に火災が発生した場合は、原則として、火災を制圧してから救出活動にあたる。

イ 建物の下敷きになった場合は、つるはしやスコップで掘り出す方法や角材や車両のジャッキ等

を活用し救出する方法などがある。

ウ 事業所に備えられた防災資機材を有効に活用するとともに、近隣の事業所等に協力を求めて作業を進める。

エ 救出にあたっては、周囲の人の協力を求めるが、二次的災害の発生を留意する。

オ けが人の応急処置は、安全な場所で行う。

#### (7) 避難計画

避難計画については従前の地震被害を前提に、更に津波が発生した場面を想定し、事業所内及び事業所外への避難方法について見直しておくことが必要である。

##### ア 事業所内部における避難

各自治体において公表している津波の浸水深や津波到達時間を参考に、事業所内部における避難場所を指定する。また、避難経路についても事業所内部の施設等の破損により通行できなくなる構内道路があることを念頭に、避難経路も複数想定しておく。また津波警報解除まで事業所内への滞留が長引く可能性も踏まえた対応も検討しておくことが望ましい。

##### イ 事業所外部への避難

想定する津波に対し安全を確保できる場所等が事業所内部にない場合は、事業所外部へ避難する。外部の避難場所は津波到達時間を参考に選定する。また、避難経路は建物の破損、道路の陥没等の危険を考慮し複数想定しておくことが望ましい。また急を要する場合などの避難行動についても想定しておくことが望ましい。

また、大規模事業所等においては避難の周知のためやむを得ず車等で巡回を行う必要がある場合があるが、この場合にも巡回者の安全確保に特段の配慮を行うことが重要であり、また防災訓練等により巡回を可能な限り必要としなくなるような体制作りが望ましい。

##### ウ 避難誘導活動

(ア) 防災機関の情報や周囲の火災状況、風向き等を考慮し、避難時期を逸しないようにする。

(イ) 避難行動は事業所単位で行い、指定された避難道路を使用して広域避難場所まで避難するが、避難経路は状況により選べるよう、複数定めておく。

(ウ) 避難する際には、事業所内の火気使用設備等の使用を停止するなど、完全な出火防止を図る。

(エ) 爆発・流出等を防止するため、継続監視が必要なものについては、必要最小限の保安要員を待機させる。

(オ) 避難誘導員は、避難者の人数、氏名等を確認し、避難場所及び避難経路の安全性についての情報を収集し、誘導にあたる。

## 4 連絡体制

ア 構内における連絡手段、外部従業員との連絡手段は事業所の電源が喪失すること、公共インフラの通信状況が悪化することを想定して準備しておくことが望ましい。

イ 災害後の緊急な場面において、通信相手と意思疎通が迅速にできる通話が確保できれば、災害対策本部等が意思決定をする際に有用である。

ウ 震災直後や電力の供給不能により通信手段が利用できない場合に備え、従業員と直接連絡を取ることが出来る手段を講じておくことが望ましい。

エ 大規模事業所では、従業員だけでなく工事業者や見学者等の当該地に詳しくない外部の人間が滞在していることが多い。

オ 広い構内に対して津波到達危険及び避難指示を迅速かつ確実に伝達できる構内放送システムが望まれる。

カ テレビ、ラジオ、地域防災無線等により正確な情報の収集に努め、業務用無線のある事業所ではこれを有効に活用する。また、事業所相互間にて防災無線ネットワークを整備しておくことも情報収集に役立つ。

キ 入手した情報は整理し、確実なものについて事業所内の連絡員、社内放送等を通じて周知する。

ク 事業所における人的被害及び危険物施設の被害状況を一覧表にまとめて、措置対応資料として活用する。

ケ 事業所内の危険物施設の流出、火災等については、その大小を問わず、消防署に災害の内容、講じた措置内容、拡大危険の有無等について通報する。

## 5 二次災害の防止

地震や津波からの避難により人命を保護することが最優先であるが、可能な範囲で短時間かつ容易に行うことができる二次災害防止措置を講じることが必要である。

## 6 避難

津波到達の可能性がある地域にある事業所では迅速な避難が必要である。

適切な避難指示をするためには、各自治体の地域防災計画等の記載事項を確認し、事業所が津波の浸水深を想定し、津波到達可能性がある場合の避難行動指針を策定する必要がある。

大規模事業所では構内に避難可能な建物がある場合が多い。東日本大震災では、構内の建物に避難した事例が多く見られたことから、事前に避難可能な建物を明確にし、看板を掲示する等明示しておくことが必要である。また、津波到達危険に関しては、構内放送等で伝達したが、一部連絡が行きわたらず、死亡者を出した事業所もあったことから、連絡体制の確保も必要である。

津波到達が予測される事業所では、平常時から以下事項について確認し、事業所の方針を策定しておく必要がある。

### (1) 行政等の公開情報で確認しておく事項

- ア 事業所への津波到達時間
- イ 事業所の浸水予測
- ウ 周辺避難場所（避難ビル等も含む。）

### (2) 周辺避難場所設定において留意すべき事項

#### ア 避難場面の想定

夜間、悪天候時及び構内の見学者に高齢者等がいる場合には避難に要する時間がかかることを想定した避難計画とする。

#### イ 避難経路の設定

災害時には道路及び周辺建物の被災により想定した経路を使用できない可能性がある。また、夜間の停電状況下で避難する場合にはより危険性が高くなる。事業所近隣に住む従業員等から意

見を聴取し、建物の倒壊危険や道路の陥没危険が少ない避難経路を設定する必要がある。

### **(3) その他留意すべき事項**

事業所の規模、業種等により不特定多数の者が利用する場合がある。利用者は一時的な来客や工事作業者等が挙げられる。避難が必要となった場合には、少数の従業員により避難誘導を行わなければならない、被誘導人数が多ければ、避難行動に支障がでる可能性もある。一時的な来客に対しては避難場所や方向を示す表示を掲示しておくことが望ましい。

## **7 教育訓練**

東日本大震災を踏まえた訓練の課題として、以下事項が挙げられる。

### **(1) 津波への対応等、想定拡大**

想定していない事業所が多かった津波への対応、工事事業者及び見学者等来訪者への対応等、細かい場面を想定した訓練を実施することが望ましい。

### **(2) 緊急用資機材の使用**

災害時用に準備している緊急用資機材が、訓練不足及びメンテナンス不足により操作、起動できない事例が多く見られたことから、通信機器も含めた緊急用資機材に係る訓練は定期的実施することが望ましい。

### 第3章 施設の使用再開に向けた対応

被災後、応急措置や臨時的な対応を経て、危険物施設の復旧、定常運転へと移行していくにあたり、これらをスムーズに進めるための留意事項をとりまとめた。これらは事業所単独で取り組めるものだけではなく、行政機関や業界団体及び他事業所と協力し進めていく必要がある。

#### 1 設備点検時等の留意事項

建物内への立入り、電気設備の使用、その他設備点検に係る留意事項を次に示す。

ア 津波警報や避難指示が解除された後、危険物施設へ立ち入る際には危険物の流出等を想定した態勢で立入ること。

イ 点検を行い、位置、構造及び設備が従前の許可内容どおりで異常がないことが確認できた場合は、定常運転に復帰して差し支えないこと。

ウ 浸水被害を受けた電気設備は原則使用しないこと（防水性が確保されており異常がないものを除く。）。

エ 海水につかった設備は早期に洗浄すること（これに伴い洗浄用水の確保が必要）。

オ 海水につかった設備については、その後は点検の強化、更新時期の見直し等を検討すること。

危険物施設においては、目視等により設備異常を確認し専門業者へ修理等の依頼をしたくても連絡が取れず、また、連絡が取れた場合でも多数の同業施設が被災しているため、専門業者がすぐに対応できない等、設備等の健全性の確認に時間を要することが想定される。このような場合においては異常の程度に応じて、監視等の対応を行うとともに、位置、構造及び設備の健全性が確認できない状態での施設の使用再開は原則として行うことができない。

#### 2 点検等を行う必要がある部分のチェックポイント

ア 基礎、地盤の沈下等により建築物、タンク等の傾斜、破損がないか確認する。

イ 建築物の壁、屋根、柱、床、窓等の破損、亀裂がないか確認する。

ウ 建築物内に設置されている付属設備（照明、換気、電気等）の取付状態に異常がないか確認する。

エ 20号タンク等の貯蔵、取扱いタンクの本体の損傷、亀裂はないか、また、付属する配管の損傷がないかを確認するとともに、付属設備の機能が正常に作動するか確認する。

オ 保安設備（温度制御装置等）は正常に作動するか、各システムの機能試験を行う。

カ 配管の接続部（フランジ、エルボ等）からの危険物の流出がないか確認する。

キ 危険物の基礎、架台に損傷がないか、また、配管に変形亀裂等がないか確認する。

ク 地下に埋設されるタンク及び配管は気密試験を実施し、流出がないか確認する。

ケ 地盤、排水溝、油分離装置に亀裂、破損がないか確認する。

コ 危険物容器の転倒、落下による変形、ずれ等が発生していないか確認する。

サ 防油堤の目地部分、角部分等に亀裂、ずれがないか確認する。

シ 消火設備の泡薬剤、水源タンクの基礎、地盤に損傷、亀裂がないか確認し、併せて消火配管等の接続部分、架台と固定している部分等に変形、破損がないか確認する。

ス その他の設備（消防用設備、火気設備、通信設備）に異常がないか確認する。

セ 防災資機材の保管状況に異常がないか確認する。

### 3 施設、設備の運転停止時・開始時の安全措置

#### (1) 運転停止時

- ア 危険物の特性に応じた抜取り方法について確認する。
- イ 自動バルブのみの閉鎖でなく、前後に設けられている手動バルブも閉鎖する等、バルブ開閉状態を確認する。
- ウ 冷却、窒素パージ等による残留危険物の暴走反応防止措置について確認する。
- エ 危険物の完全パージについて確認する。
- オ 関連バルブの確認等により、危険物が漏洩していないか確認する。
- カ 誤認による配管切断開放のないことを確認する。
- キ 作業マニュアルに基づく作業手順の省略及び無理な時間短縮を禁止する。
- ク 複数のマニュアルがある場合に誤認のないことを十分に確認する。

#### (2) 運転開始時

- ア 残工事の内容と方法について確認する。
- イ 仕切板押入箇所と除去箇所について確認する。
- ウ 爆発原因となるおそれのある機器内のスケール等が除去されていることを確認する。
- エ リークの有無や各機器の正常性について確認する。
- オ バルブの誤操作がないことを確認する。
- カ 誤操作と誤判断を防止する。
- キ バルブを開放したまま送油等を行うことによって危険物が流出していないか確認する。
- ク 危険物の放出ラインの位置について確認する。
- ケ 設備に異常が発生した場合の原因の究明と修理完了について確認する。
- コ 関連する課との連絡徹底について確認する。

### 4 臨時的対応

技術基準は平常時における施設の利用形態に応じて火災発生、類焼、危険物の流出等を防止または軽減することを目的としている。したがって、臨時的に緊急性や社会的な必要に迫られた、一定の制限のもとで危険物の取扱い等を行おうとする場合には、代替的な対策により安全を確保して危険物を取り扱うことが考えられる。また、災害時に平常時とは異なる立地環境（例：津波により隣接建物が流失した場合等）になった場合には、類焼等の危険性は平常時よりも軽減しているため、平常時に必要な構造等が不要となる場面も想定される。

震災時等に危険物施設において必要となる臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについては、設備等が故障した場合に備えて予め準備された代替機器の使用や停電時における非常用電源や手動機器の活用等、予め想定される震災時等における臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて具体的にその内容を計画し、許可内容との整合を図っておくことが必要であり、次に掲げる事前の対応が必要である。

ただし、危険物施設の許可外危険物の貯蔵・取扱いや利用方法が全く異なる設備等の利用等は、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認又は法令による変更許可が必要となる。

#### (1) 許可内容への内包

代替手段として用いる設備等についても、消防法第 11 条第 1 項により許可する内容に含めておく

こと。

## (2) 予防規程への記載等

発災時の緊急対応や施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順等を定めておき、予防規程及びそれに基づくマニュアル等に位置付けておくこと。

また、定期的に従業員に対して当該対応の教育を行い、訓練等を行っておくこと。

## 5 危険物の仮貯蔵・仮取扱い

指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、市町村長等の許可を受けて設置された危険物施設以外の場所で行ってはならないことが消防法第10条第1項に定められているが、同条第1項ただし書きにおいて、所轄消防長等の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間に仮に貯蔵し、又は取り扱うことができるとされている。

危険物施設が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用により、当該取り扱いについて必要な安全対策を確保したうえで実施することが考えられる。具体的な安全対策については、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて（平成25年10月3日付け消防災第364号・防危第171号）」を参考とする。

### (1) 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの実施計画の策定

震災時等において、施設において具体的な仮貯蔵・仮取扱いの実施が想定される場合、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの手続きを迅速に行うためには、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請者と消防機関との間で、事前に想定される危険物の仮貯蔵・仮取扱いに応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画、事務手続きについて事前に協議し合意しておくことが重要である。

### (2) 申請方法

発災直後等により、消防機関へ危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請を直接行ういとまがない場合や交通手段の確保が困難である場合における、消防機関への申請方法について予め消防機関と相談しておく必要がある。

### (3) 繰り返し承認

平常時における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの繰り返し承認については、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの制度の趣旨から抑制的に扱われるべきものであるが、震災時等においては、広範囲で危険物施設に被害が生じている場合があること、発災後、当分の間は燃料の需要が増加し、既存の稼働可能な燃料供給施設の燃料供給能力が不足する場合があること、長期間の停電により非常用発電機等の燃料の継続的な供給が必要な場合があること等により、10日間に収まらない臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが必要となる場合がある。

このような状況においては、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認を繰り返すことにより対応することが考えられるが、以下の留意事項に注意し、管轄の消防機関と事前に相談する必要がある。

ア 1回の承認の期間は法令上、10日以内となること。

イ 繰り返し承認は必要な期間に留めること。

## 6 復旧に向けた事業所相互の協力体制

### (1) 協力体制

施設の復旧には、事業規模に応じた、自社ネットワークまたは他事業所との協力体制が必要である。

- ア 事業再開、継続のため同種事業者間における資材融通
- イ 事業所間の協定、地域との協定、他業種との協力（発電機手配など）
- ウ 同業種組合等の連携協力

### (2) 相互通報に関する事項

特定事業所においては、次の事項について、あらかじめ通報しておくものとする。

- ア 連絡導管による輸送時
- イ 連絡導管輸送物質の成分、圧力、流量等の変動が生じた場合及びそのおそれのある場合
- ウ 隣接事業所境界並びに他事業所連絡導管設置場所から接近した距離内の火気の使用、塔槽類の据付け、解体及びその他の作業を行う場合
- エ 隣接事業所に影響を及ぼすおそれのある多量の可燃性ガス等を放出する場合
- オ ばい煙、ばいじん等を異常に発生させるおそれのある場合
- カ 異常騒音の発生が予想される場合
- キ 装置の稼動を停止又は再開することにより、関連事業所へ影響を与える可能性のある場合

### (3) 相互了解に関する事項

特定事業所においては、次の事項について保安上必要がある場合、隣接事業所に連絡し了解を得るものとする。

- ア 貯蔵能力 10,000kl 以上の貯槽を事業所境界に接近した位置に設置する場合
- イ 製造施設を事業所境界から接近にした位置に設置する場合
- ウ 連絡導管を設置する場合
- エ フレアースタックを設置する場合
- オ その他必要な事項

### (4) 資料等の相互交換に関する事項

隣接事業所との間で、次の事項につき年一回以上、必要な資料等の相互交換を行う。

- ア 危険物・高圧ガス施設を設置している位置と取扱う物質の名称
- イ 危険物その他の危険性物質を貯蔵する貯槽の位置と貯蔵物質の名称
- ウ 火気を使用する設備の位置
- エ 災害によって可燃性ガス、毒性ガスを放出するおそれのある設備の位置と放出ガスの名称
- オ 連絡導管の敷設位置
- カ 保安施設の位置
- キ 消火栓その他の防災設備の位置
- ク その他保安上、特に必要と思われるものの位置